

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局開発調整部開発誘導課（福祉・ワンルーム担当） （06-6208-9319）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定
概要	建築物の建築計画が、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）第17条第3項に規定する基準に適合している場合は、計画の認定の申請ができます。認定された計画は、容積率の特例、税制上の特例措置、低利の融資を受けることができます。
根拠法令等 及び条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）第17条第3項、第19条 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001379342.pdf 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）施行規則第8条 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001597788.pdf 高齢者、障害者が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001597791.pdf
審査基準	<p>○建築主等は、「建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（以下「省令」という。）に適合した建築等及び維持保全計画等を作成し、認定申請することができます。</p> <p>○出入口、廊下、エレベーター（以下「E V」という。）、便所等について建築物移動等円滑化誘導基準（省令第1条）を満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入口 多数の者が利用する出入口は、幅90cm以上とすること。直接地上へ通ずる出入口のうち1以上は、幅120cm以上とすること ・廊下 多数の者が利用する廊下は、幅180cm以上とすること。高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けること ・E V 多数の者が利用するE Vは、かご及び昇降路の出入口幅80cm以上、かごの奥行き135cm以上、かごの幅140cm以上とすること 不特定かつ多数の者が利用するE Vは、かご及び昇降路の出入口幅80cm以上、かごの奥行き135cm以上、かごの幅160cm以上とすること ・便所 多数の者が利用する便所を設けられている階ごとに、1以上車いす使用者用便房と水洗器具を設けた便房を設けること など
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	計画調整局開発調整部開発誘導課（福祉・ワンルーム担当）
提出時期	随時
提出方法	バリアフリー法施行規則第8条に基づく認定申請書、添付書類を計画調整局開発調整部開発誘導課にご提出ください。
手数料	なし
相談窓口	計画調整局開発調整部開発誘導課（福祉・ワンルーム担当）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000004769.html
備考	